

平成18年1月1日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、南丹市文化センター条例(平成18年南丹市条例第14号)第9条及び南丹市児童館条例(平成18年南丹市条例第146号)第7条の規定に基づき設置する文化センター運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、南丹市内に設置した文化センター及び児童館の運営について調査、審議し運営の推進を図る。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

(1) 自治会等地域住民団体の代表者等

(2) 社会福祉関係者

(3) 教育関係者

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、文化センター等において所掌する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成21年2月17日規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月28日規則第27号)

この規則は、平成21年8月1日から施行する。